

端末No.	()
-------	-----

災害告知用戸別端末貸与に関する覚書

芽室町が災害告知用戸別端末（以下「戸別端末」という）を貸与するに当たり、芽室町と借受者とは、次のとおり覚書を作成する。

令和 年 月 日

芽室町 住所 東2条2丁目14番地

氏名 芽室町長 手島 旭

借受者 住所

氏名

(貸与)

第1条 芽室町は、借受者に戸別端末を無償で貸与する。

(管理及び負担)

第2条 借受者は、貸与された戸別端末の管理を行い、電気料及び乾電池等に要する経費を負担する。

2 修繕に要する経費は、借受者が善良なる管理を怠った場合を除き、芽室町の負担とする。

(届出)

第3条 借受者は、次のいずれかに該当するときは、芽室町に届け出るものとする。

- (1) 世帯主が変更となったとき。
- (2) 戸別端末を破損したとき。
- (3) 芽室町外に転出するとき。

(有効期間)

第4条 この覚書は、借受者が戸別端末を管理している間有効とする。

(その他)

第5条 上記以外に疑義が生じた場合は、芽室町と借受者とが協議の上決定するものとする。